

- (ア) 下水道を改築し、又は増築する場合
 (イ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
 (ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合
- イ 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの
- (ア) 漁港漁場整備法第5条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
 (イ) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
 (ウ) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合
 (エ) 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
 (オ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
 (カ) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- エ 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動物の個体その他の物の捕獲等をする場合
- オ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合
- (ア) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第35条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合を除く。）
 (イ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第35条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣場に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）
 (ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合
 (エ) 熊本県文化財保護条例第4条第1項の規定による県重要文化財の指定、同条例第27条第1項の規定による県重要民族文化財又は同条例第35条第1項の規定による県史跡名勝天然記念物の指定のための行為
 (オ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合
- カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をする場合
- (3) 条例第36条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる行為をするためのもの
- ア 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。
- イ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第6条第1項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。
- ウ 国、県又は県以外の地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損傷を与える病虫害等（それらの卵を含む。）の捕獲等をする（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。
- エ 第8条第4号ネ又はノに掲げる行為
 オ 第1号ウ（キ）又は（ク）に掲げる行為
 カ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。
- キ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。
 ク 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第3条第1項に規定する自衛隊の任務として行う行為
 ケ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為
 コ アからケまでに掲げる行為に附帯する行為
- 2 条例第52条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。
- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって前項第2号ア（ア）から（ウ）までに掲げるもの